# 兵庫県女性医師の会会則

#### (名称及び事務所)

第1条 本会は、兵庫県女性医師の会(以下本会)と称し、事務所は兵庫県 医師会内に置く。

#### (目的)

第2条 本会は男女共同参画社会の実現及び女性医師の積極的参画により、 医療環境の改善に寄与することを目的とする。

#### (事業)

- 第3条 本会は目的を達成するために次の事業または協議を行う。
  - (1) 女性医師の医療現場での環境整備に関すること。
  - (2) 男女共同参画の医療政策や医療行政及び医師会活動に関すること。
  - (3) その他、本会の目的達成のために必要な事項に関すること。

## (構成)

第4条 本会は兵庫県女性医師の会に所属する会員をもって構成する。

#### (役員その他機関)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事20名以内(会長・副会長を 含む) 監事 2名

- 第6条 会長は総会において選出する。
- 第7条 副会長及び理事・監事は会長が会員より委嘱する。
- 第8条 役員の任期は総会から2年後の総会までとする。 但し、再任を妨げない。
- 第9条 本会に顧問・参与を置くことができる。
  - 2 顧問・参与は会長がこれを推薦し、総会の承認を得るものとする。
  - 3 顧問の任期は、会長の任期による。但し、再任を妨げない。

#### (会議)

- 第10条 会議は、総会及び役員会とする。
- 第11条 役員会は会長が必要と認めた時に招集し、会長が議長となり必要な 事項を討議して処理する。

総会は、年1回以上、会長が必要と認めたとき招集し、会長が議長となり必要事項を協議する。

### (報告並びに努力義務)

第12条 総会及び役員会における協議事項は、会員に周知すると共に、その 実現に努めるものとする。

#### (会計)

第13条 経費は会費、その他をもって充てる。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (会則の変更)

第15条 本会則の変更は役員会において協議し、総会において承認するものとする。

# 附則

- 1. 本会則は平成19年6月9日より施行する。
- 2. この会則の変更は平成22年6月12日より施行する。
- 3. この会則の変更は平成26年5月31日より施行する。